

監督及び検査事務取扱要領の運用について

(平16.7.26 16中経第109号)

「監督及び検査事務取扱要領」については、15例規第13号(平成16年4月1日)をもって、一部を改正したところであるが、この運用にあたっては下記の細部事項に留意のうえ適正に実施されたく通知する。

記

第2条 監督職員及び検査職員の任命について

- 1 受命者に対する発令通知は、森林事務所等に勤務する職員の場合のほか、命令簿に受命者が押印することによって発令通知にかえ、特別に通知行為は行わないものとする。
ただし、会議食糧費、借上料（会場、バス）、供花料等については、調達決議書等に検査職員の官職氏名を記入して命令し、受命者が押印することにより命令簿にかえるものとする。
- 2 監督職員の任命の時期は、当該契約締結の日から着工の日までに任命し、請負人の事業実行及び国の監督業務に支障がないようとする。
- 3 検査職員の任命の時期は、物品購入の場合においては、履行期日以前に任命し、納期管理をさせるとともに、納品後直ちに検査ができるようとする。また、工事の場合においては、完成届が提出される直前に任命することが望ましいが、検査職員の人員等の都合により、あらかじめ命じておくことができ難い場合は、完成届が提出された後に任命をしても差支えないものとする。
- 4 監督職員及び検査職員は、当該契約について、1人を原則とするが、職務執行上1人の職員では不十分の場合は、他の職員を監督職員又は検査職員の補助者として、その補助業務に従事させるものとする。
- 5 監督又は検査業務の内容が複雑であり、監督又は検査業務の範囲が広いため、又は検査施行の日数等の関係で、2名以上の者に監督又は検査を行わせようとする場合は、各職員の責任の範囲が明確に区分できる場合に限るものとし、監督又は検査後の責任の所在を明らかにしようとするものであるから、特別の理由のある場合のほかは1名とする。
- 6 本官又は分任官が、監督又は検査委任又は特別の事由等により、森林管理局及び森林管理署等に所属する職員に行わせる場合の任命行為は、森林管理局長又は森林管理署長等が行うものとする。

なお、任命行為については、前各項を準用する。

第4条 監督職員と検査職員の兼職禁止について

- 1 監督職員と検査職員の兼職禁止については、予決令第101条の7号において、特別の必要がある場合を除き禁止されているので、この特別の場合の基準を示したものである。
- 2 検査を行うことができる資格を有する者とは、必ずしも国家試験等による免許を

必要とする資格者のみの意ではない。したがって、特に構造が複雑で高度の技術を必要とする建築物、又は航空写真の検査などのように特殊な技術経験を必要とするものを含めるものとしたものである。

- 3 製品生産事業で伐倒から搬出までを一貫作業として行う場合のように、その職務を分離することが困難のときは、同一職員が兼職できるものとする。
- 4 造林事業における兼職については、その職務を明確に分離することが困難の場合があるので、兼職させて差し支えないものとする。
- 5 兼職を任命する場合は、命令簿及び通知書の注書きに「3 兼職を命ずる。」と追記し、監督職員と検査職員との兼職であることを明らかにする。

第5条 常時監督職員について

- 1 本条は、常時検査職員と同一趣旨で定めたものであり、事業所等の職員にあっては、契約の都度命じるものとする。
- 2 森林事務所の職員にあっては、森林官のように、本来その職務のうちに含まれている場合は、常時監督員として取扱うものである。
- 3 担当係の職員については、建物修繕工事が主体となるが、林道、治山工事等についても事業実行の実態を考慮のうえ適宜適用するものとする。
- 4 森林事務所等に勤務する職員の常時監督職員に監督させようとする場合については、監督すべき契約の内容について書面をもって通知するものとする。
- 5 常時監督職員の任命については、その職務の範囲を明確にするものとする。
例 ① ○○治山、林道請負工事の常時監督職員を命ずる。
② ○○森林官が担当する造林請負事業の常時監督職員を命ずる。
③ ○○建築請負工事の常時監督職員を命ずる。
- 6 常時監督職員を任命するときは、森林事務所等に勤務する職員を除き監督職員命令簿に受命者及び命令事項を連記した別紙を添付し、一括決議して処理することができる。

第6条 常時検査職員について

- 1 常時検査職員が取扱うことができる金額に制限はないが、特別な知識、技術を必要とするものは、その都度任命するものとする。
- 2 任命人員は必要最小限にとどめ、みだりに多人数に命ずべきではないので、森林管理署等庁内の場合は1名程度とする。
- 3 命令行為は第2条の手続きにより取扱うものとし、検査対象の範囲を明確にするものとする。
例 ① ○○森林事務所を納付場所とする物件の買入及びその他の契約にかかる検査職員を命じる。
② ○○治山事業所に属する工事、若しくは製造、その他の請負契約にかかる検査職員を命じる。
- 4 常時検査職員に検査を行わせる場合は、あらかじめ属人的に検査職員の範囲を定めるなど特定することのないよう配慮するものとする。
- 5 常時検査職員を任命する場合については、前条6項を準用することができるものとする。

第7条 森林管理局契約にかかる工事、若しくは製造の監督及び検査委任について

- 1 監督又は検査の委任は、当該契約を担当した契約担当官等の責任において行うべきであるが、特に必要がある場合は関係森林管理署長等に監督及び検査の事務委任により取扱うものとしたものである。
- 2 委任の方法は、その都度委任するものとし、特に書式は指定しないので適宜の書式を用い、契約内容等を詳細に記載し、委任通知をするものとする。

第8条 森林管理局契約にかかる物品等の検査委任について

- 1 森林管理署等管内を納付場所とする物品等の検査は、本官から森林管理署長等に事務委任をもって処理することとし、検査委任の方法はその都度委任するものとし、前条2項を準用するものとする。
- 2 現地納入契約に基づく検査の場合は、包括して森林管理署長等に検査事務を委任することとし、物品の現地納入契約通知書を送付するので、この通知に基づいて検査事務を行うものとする。

第9条 森林管理署等契約にかかる工事若しくは製造の監督及び検査の依頼について

特殊な工事等で分任官が所属する職員に監督又は検査を行う適当な職員がない場合は、森林管理局長又は他の森林管理署長等に依頼することができるものとしたものである。

第10条 森林管理局における監督事務について

- 1 監督済報告書は、他の監督要領等において特に指定した場合のほか作成を要しないが、分任官から依頼を受けた場合は、監督済報告書の作成を要するものとしたものである。
- 2 監督結果を分任官に通知する場合は、監督済報告書を添付のうえ通知するものとする。

第12条 森林管理局における検査事務について

- 1 物品の検査は、経理課の職員に行わせるものとしたが、当該物品等の調達に直接従事した職員には行わせないものとする。
- 2 工事等の検査は、未熟の者が検査にあたり、検査事務の処理が適切を欠くことのないように特に当該工事等の検査に精通した職員をあてることとしたものである。任命にあたっては兼職禁止の点も充分考慮のうえ取扱うものとする。
- 3 会議食糧等納品場所の位置的関係等による特殊の場合は、適任と認める職員に行わせるものとしたものである。

第13条 森林管理署等における検査事務について

- 1 森林管理局の取扱いと同一であるが物件の検査を取扱う常時検査職員については、総務課等の職員に限定しないで、森林管理署等の人員、その他の実態に応じて適宜他課等の職員をも常時検査職員に任命して検査事務を行わせるものとする。
- 2 林野庁支出負担行為担当官から、物品等の検査委任による検査報告は、森林管理局を経由のうえ報告するものとする。

第14条 支出負担行為担当官等及びその補助者以外の職員に行わせる監督、検査について

- 1 会計法第29条の11第4項の規定により、契約担当官等及びその補助者以外の自

局署等の職員に監督又は検査職員を命じる場合を規定したものである。

- 2 監督、検査は原則的に契約を締結した契約担当官等の職務であるが、契約担当官等の任命とは別に森林管理局長の権限により森林管理局長等が任命できるものである。

第16条 検査調書について

- 1 検査調書は完了検査後速やかに提出しなければならないが、業務等の都合による場合においても、5日以内に提出するよう規定付けたものである。
- 2 予決令において200万円を超える契約については、すべて検査調書を作成することになっているが、借地料、電話料、電気料等については、その性質上、特に検査調書を作成しないで、支出負担行為決議書に記名押印して検査調書を兼ねることとしたものである。
- 3 現地納入契約にかかる物品管理簿記入年月日は、検収年月日とする。
- 4 現地納入契約通知書をもって、検査事務の委任をされた場合は、検査調書を作成のうえ提出するものとする。

ただし、契約金額が200万円を超える場合は2部作成する。

第17条 検査に不合格の場合の措置について

- 1 検査職員が検査を行った結果、契約の内容に適合しない場合で、その内容が軽微なときは、検査職員の責任において相手方に手直し、又は代品の引換等、契約の完全履行がなされるよう処置するものとする。
- 2 手直し、又は代品の引換等のために履行遅滞となる場合、その他検査職員の責任において処置できない場合は、検査調書にその旨記載して報告するものとする。

第18条 検査立会職員の任命及び立会について

- 1 監督と検査を同一職員が行おうとする場合、又は契約金額が多額でかつ内容が複雑な契約等について、事業実行に直接関係のない、かつ当該契約の検査事項の知識を有する職員を立会わせることとしたものである。また、すべての契約について適用することなく、必要に応じ適宜立会わせるものとする。
- 2 立会職員は、予責法の補助者には該当しないものとする。
- 3 命令行為は旅行命令簿、外勤簿等をもって兼ねるものとし、特別な様式行為は必要としない。

第19条 確認職員の任命及び確認調書の作成について

- 1 天災その他不可抗力により、工事の既済部分に損害を生じた場合で、契約条件に特約がある場合に限り、検査未済部分についても監督職員が工事記録、写真等によって検査済既済部分に準じた方法で確認した数量の損害は、災害補償として処理できることになっているが、この場合事案の性質上、単に監督職員の責任のみに任せることなく、他の職員に確認事務を行わせることとしたものである。したがって、災害の大小にかかわらず、必ず他の職員をして監督職員の確認とともに確認させるものとする。
- 2 確認職員は、検査立会職員と同様に、予責法の補助者に該当しないが、その職務は重要であるから、適正な確認事務を行うものとする。